

平成31年度（令和元年度）
第1回白井市情報公開・個人情報保護審査会会議録（概要）

- 1 日 時 令和元年11月7日（木）午前10時00分～午前11時45分
- 2 場 所 市役所本庁舎3階会議室301
- 3 出席者 西本会長、井川委員、中澤委員、中村委員、古井委員
産業振興課 高橋主事補
- 4 事務局 総務課 篠宮課長、佐藤主査
- 5 傍聴者 2人（意見なし）
- 6 議 題 ①会長・副会長の選任
②白井市情報公開・個人情報保護審査会について
③平成30年度白井市情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況について
④オンライン結合による個人情報の提供について（意見聴取）
⑤法律の改正に伴う白井市個人情報保護条例の改正について

7 議 事

①会長・副会長の選任

会長に西本委員、副会長に古井委員を選出

②白井市情報公開・個人情報保護審査会について

審査会の職務について資料を基に概要を説明。

③平成30年度白井市情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況について

情報公開請求は大半が業者からの請求で、工事や委託の金額入り設計書を請求されている。

個人からの請求としては、横山元市長の裁判関係書類や課税誤りに係る書類を請求されている。

教育委員会に対しては教科書採択関係の書類が請求されている。

自己情報開示請求は、自分の住民票や印鑑証明が第三者に取得されていないかを確認するための請求が多い。

両制度とも審査請求はなかった。

④オンライン結合による個人情報の提供について

白井市以外の者が、森林クラウドに保存する白井市の保有する個人情報に随時アクセスできる状態になることから、「オンライン結合」に該当するものとし、審査会の意見を聴くもの。資料に基づき概要を説明。

【委員からの主な意見】

・アクセス可能となった林業事業体が情報を流出させてしまったり、悪用するなどのデメリットを完全に排除することはできないが、データを共有することで利便性の向上が期待できる。

・森林が開発され緑が失われる恐れがあるのではないかと。

【審査会の決定】

オンライン結合による個人情報の提供を認める。

⑤法律の改正に伴う白井市個人情報保護条例の改正について

個人情報の保護に関する法律の改正により「個人識別符号」及び「要配慮個人情報」が定義されたため、この内容に合わせて条例の一部改正を行うこととし、12月議会に条例案を提出する旨を報告した。